

総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則

平成 28 年 3 月 10 日制 定

平成 31 年 4 月 9 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、総合地球環境学研究所プログラムプロジェクト規則（平成 28 年 3 月 10 日制定規則第 60 号）第 10 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における研究プロジェクト（研究プロジェクトを立ち上げる準備段階を含む。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(インキュベーション研究)

第 2 条 実践プロジェクトのインキュベーション研究（以下「IS」という。）は、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び公開ヒアリングを実施の上、研究プロジェクト所内審査委員会（以下「PRT」という。）での審査を経て研究戦略会議で決定する。

- 2 IS の公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 IS の実施期間は、6 ヶ月又は 1 年とする。
- 4 IS 提案者は、希望するプログラムディレクターと連携し、プロジェクト設計を進めるものとする。

(実践プロジェクトの予備研究)

第 3 条 実践プロジェクトの予備研究（以下「実践 FS」という。）は、次に掲げる審査手続きにより開始される。

- 一 前条の IS から実践 FS への移行については、FS 責任者候補による公開ヒアリングを実施の上、PRT の審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 二 実践 FS 段階からの研究の開始については、研究所内外への実践 FS 公募を行い、所定の形式による書面審査及び FS 責任者候補による公開ヒアリングを実施の上、PRT の審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 2 前項第 2 号の実践 FS の公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 FS 責任者候補は、第 1 項の審査手続きにおいて、実践 FS（個別連携型）又は実践 FS（機関連携型）の種別の選択を行う。
- 4 実践 FS の実施期間は、原則として 6 ヶ月又は 1 年とする。
- 5 FS 責任者は関係するプログラムディレクターと連携し、プロジェクト設計を進めるものとする。

(実践プロジェクト)

第4条 実践FSから実践プロジェクト(以下「実践FR」という。)への移行は、研究プログラム評価委員会(以下「評価委員会」という。)での審査に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。

- 2 前項の評価委員会に付議する実践FSは、FS責任者による公開ヒアリングを実施の上、PRTの審査を経て、研究戦略会議が決定する。
- 3 実践FRの期間は、PRT及び研究戦略会議の議を経て決定する。
- 4 第1項の手続きにおいて、実践FRへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、実践プロジェクト開始までは実践FSとして継続するものとする。

(プレリサーチ)

第5条 前条第1項の実践FRへの移行決定後、必要に応じて、1年程度を限度に実践FRの事前にプレリサーチを実施することができる。

(実践再FS)

第6条 評価委員会の審査を受けた実践FSは、PRT及び研究戦略会議の議を経て、次年度に限り実践FSとして継続することができる。

- 2 継続を希望する実践FS責任者は、評価委員会の審査結果を踏まえ、その研究計画等について、所属するプログラムディレクターと十分協議しなければならない。

(コアプロジェクト)

第7条 コアプロジェクト(以下「コアFR」という。)の予備研究(以下「コアFS」という。)は、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び公開ヒアリングを実施の上、PRTでの審査を経て研究戦略会議で決定する。

- 2 コアFSの公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 コアFSの実施期間は、原則として1年とする。
- 4 コアFSからコアFRへの移行は、評価委員会での評価に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。
- 5 前項の評価委員会に付議するコアFSは、FS責任者による公開ヒアリングを実施の上、PRTの審査を経て、研究戦略会議が決定する。
- 6 第4項の手続きにおいて、コアFRへの移行が認められたにもかかわらず次年度当初に開始することができない場合、コアプロジェクトの開始まではコアFSとして継続するものとする。

(研究費の配分)

第8条 研究プロジェクトの研究費配分については、研究戦略会議で審議決定する。

(研究プロジェクトメンバー)

第 9 条 研究プロジェクトメンバー（以下「メンバー」という。）はプロジェクトリーダーが選任し、次の資格を満たすものとする。

- 一 大学その他の研究機関に所属する研究者
 - 二 大学院生
 - 三 その他、プログラムディレクターが上記と同等の研究推進能力を有すると認めた者
- 2 所長は、原則として、前項により選任されたメンバーについて、人間文化研究機構共同研究員規程（平成 16 年 11 月 15 日人間文化研究機構規程第 63 号）に基づく共同研究員の委嘱を行う。

(コアメンバー)

第 10 条 研究プロジェクトのコアメンバーは、次の資格を満たすものとする。

- 一 所内の常勤研究教育職員、非常勤研究員、外国人研究員、国内客員教授、国内客員准教授
- 二 所外の大学その他の研究機関に所属する研究者
- 三 その他所長が特にプロジェクト実施に必要と認めた者

(研究プロジェクトの評価等)

第 11 条 プログラムディレクター及びプロジェクトリーダーは、実践 FR 及びコア FR の進捗状況について、毎年度の評価委員会において報告する。

- 2 プロジェクトリーダーは、終了年度に開催される評価委員会に実践 FR 及びコア FR の最終報告を行い、総合的な評価を受ける。
- 3 評価委員会の評価結果は、印刷物、電子データ及びホームページなどの媒体により広く公表する。

附 則

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則（平成 22 年 12 月 20 日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。